

堺市農業振興ビジョン

【堺市都市農業振興基本計画】

～堺の「おいしい・楽しい・美しい」をつくる都市農業～

(令和4年度～令和8年度)

令和4年(2022年)3月

堺市

はじめに

堺市は人口約 82 万人を擁し、市域面積のうち 70%以上を市街化区域が占める都市です。一方で、大阪府内 1 位の総農家数や耕地面積を持つ農業が盛んな地域でもあります。

市街化調整区域内では、ため池や水田など豊かな農空間が残され、水稻や軟弱野菜の栽培を中心に営農が行われています。また、近くには泉北ニュータウンが立地し、農産物直売所や観光農園、貸農園など都市部と農村部が交流しています。さらに、市街化区域内にも農地が点在し、都市と農が共存する風景を各所で見ることができます。

堺市では、平成 29 年度（2017 年度）からの 10 年間を実施期間とする「第 3 期 堺市農業振興ビジョン」に基づいて事業を推進していますが、この度、令和 2 年度（2020 年度）を目標年度としていた重点プロジェクトの達成状況を評価し、課題を明確にしました。

今回の改定では、基本姿勢に「地産地消の推進」を掲げています。

地域の理解と参加により都市農業が維持され、多面的機能が発揮され、そしてまた農産物が生産されるという地産地消を原動力とする好循環を生み出し、地域経済の活性化を図りながら豊かな都市農業の実現をめざします。

そのため、生産者と消費者がつながる活動を支援するなど、地産地消を実践できる環境整備を進め、市民の皆様に堺の都市農業を共感していただきながら食と農を支える地域との連携を強化します。

また、多様な担い手の活躍を支援することによる持続可能な農業振興や農空間の効果的な維持・活用にも取り組み、魅力的な都市農空間を形成します。

本ビジョンに基づく事業を推進することにより、上位計画である「堺市基本計画 2025」や「堺市 SDGs 未来都市計画」の実現に寄与します。

この度の本ビジョンの改定にあたり、貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

市民の皆様をはじめ農産物に関わる全ての方々に堺の農業の将来像を共有していただき、本ビジョンの実現に向けてのご理解とご協力を心よりお願いいたします。

令和 4 年 3 月

堺市長

永藤英機

目 次

第1章 堺市農業振興ビジョン（改定版）とは	1
第2章 堺市が都市農業を振興する意義	3
第3章 堺市農業の将来像	4
1 3つの将来像と基本姿勢	4
2 スローガン	5
第4章 堺市農業に関わる現状と到達点	6
1 堺市農業を取り巻く主な動向	6
2 堺市農業の現状と動向	8
3 これまでの取組における到達点	12
4 農業者や市民等の意向	15
第5章 主な取組課題と方向性	18
1 将来像の実現に向けた取組課題	18
2 「堺市基本計画 2025」に基づく農政部門のミッション	20
第6章 将来像の実現に向けた戦略	21
第7章 戦略に基づく取組内容	23
1 戦略ごとの重点プロジェクトと都市農業振興施策	23
2 主体ごとの主な取組の整理	32
第8章 ビジョンの推進について	33
用語解説	34

第1章

堺市農業振興ビジョン（改定版）とは

1 ビジョン改定の趣旨

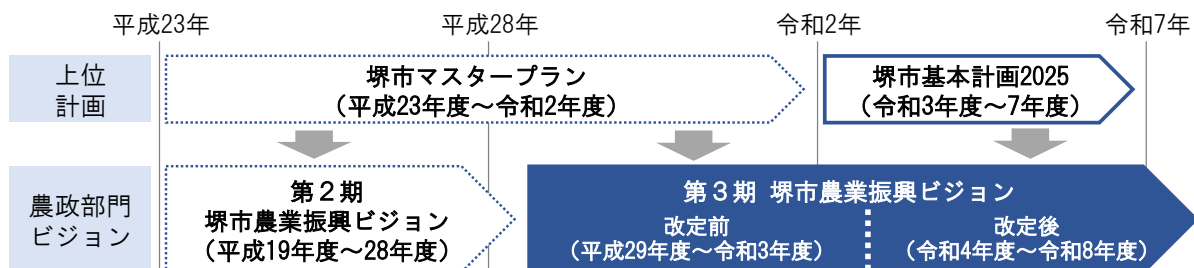
本市では、平成11年3月に第1期、平成19年3月に第2期（平成25年3月改定）、平成29年3月に第3期の「堺市農業振興ビジョン」を策定し、各種施策を展開してきました。

また、平成27年には「都市農業振興基本法」が施行され、平成28年に国の基本計画が、平成29年には大阪府の地方計画が施行されました。

第3期「堺市農業振興ビジョン」（改定版）は、これらの状況をふまえ、令和4年度以降の方針を明確にするほか、「都市農業振興基本法」に基づく地方計画として、今後の農政の展開を図るため策定するものです。

2 ビジョン(改定版)の実施期間

ビジョン（改定版）の実施期間は令和4年度～令和8年度（2022年度～2026年度）の5年間とします。

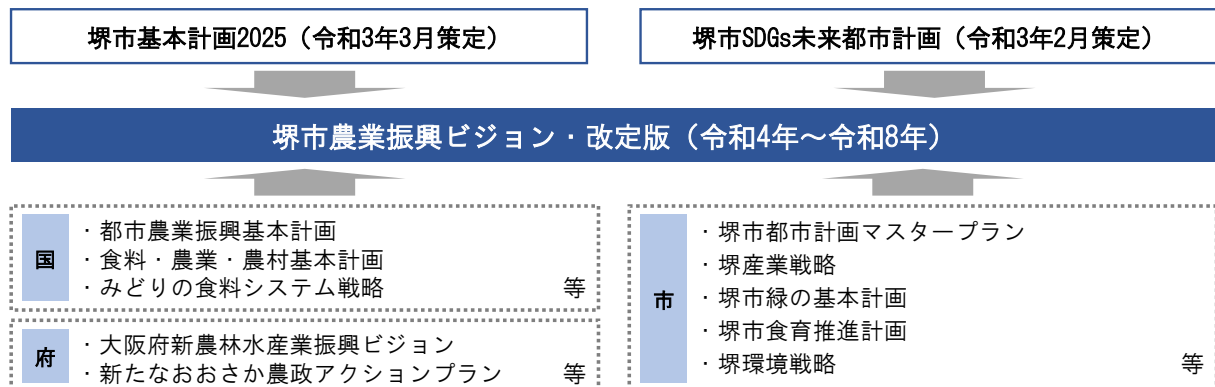


3 ビジョン(改定版)の位置付け

本ビジョン（改定版）は、「堺市基本計画2025」及び「堺市SDGs未来都市計画（2021～2023）」を上位計画とする農政部門のビジョンです。

また本ビジョン（改定版）は、本市全域を対象地域とした「都市農業振興基本法」における地方計画として位置付けます。

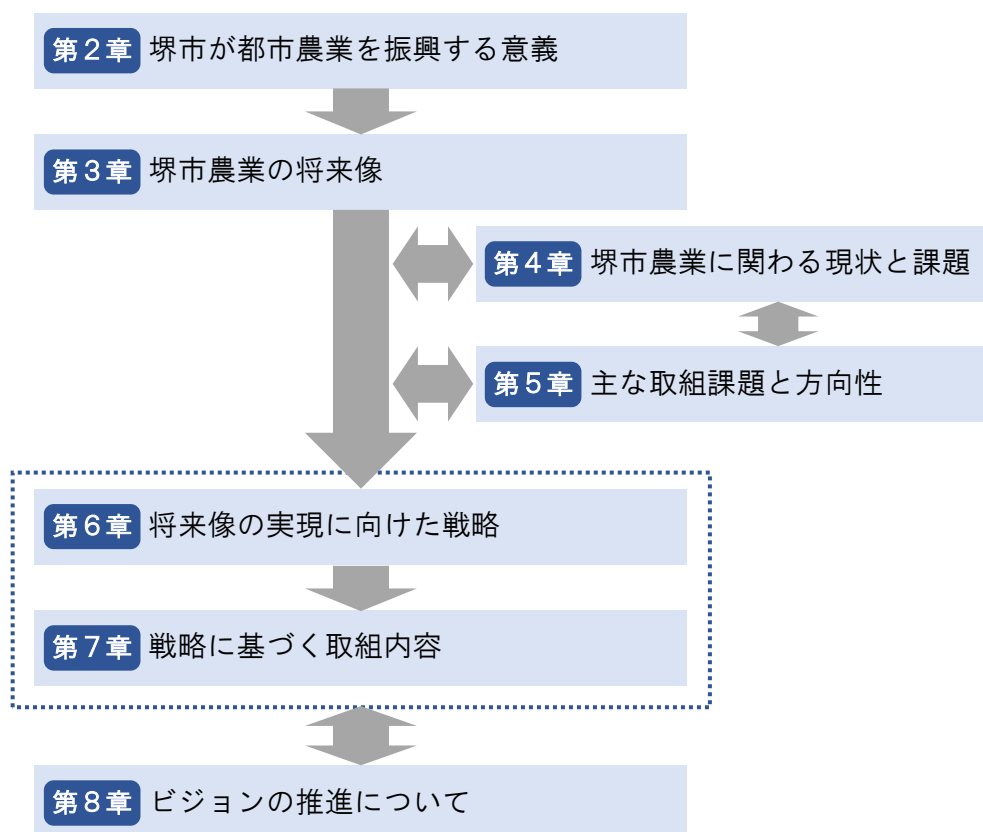
国の新たな「食料・農業・農村基本計画」「都市農業振興基本計画」、大阪府の「大阪府新農林水産業振興ビジョン」等の内容を踏まえつつ、堺市の関連計画等と整合を図りながら、ビジョンを推進します。



4 農業振興ビジョンの全体構成

改定にあたり、ビジョンの推進に向けて関係者と目標を共有するため、「堺市が都市農業を振興する意義」を冒頭に整理し、将来像及び基本姿勢と結びつけます。

また、堺市農業の現状・課題、到達点を踏まえ、将来像及び基本姿勢と、その実現に向けた取組課題及び戦略が、それぞれ有機的に繋がり、連環するイメージとして整理することによって、それぞれの将来像をどのように達成するのかを、より明確に発信することをめざします。



第2章

堺市が都市農業を振興する意義

○地域で生産された農産物を、地域の事業者が利用・販売し、地域の住民が消費する『地産地消』は、地域の理解と参加によって農地が維持され、多面的機能が発揮され、そしてまた農産物が生産される、という好循環を生む原動力になります。

○本市では、この好循環により、都市と農が共存し、市民全体で共感する豊かな都市農業の実現をめざします。

- ▶本市は、市街化区域では住宅地と農地が混在し、市街化調整区域であっても住宅地が近接しており、農空間は同時に都市空間の一部とも言えます。
- ▶良好な農空間を維持し活用することは、防災機能やヒートアイランド現象の抑制などの多面的機能を、地域住民全体が享受することにもつながります。

【堺市農業の特徴】

- 多くの農業者が小規模経営、自給的農家であり、小規模農地が市域に点在しています。
- 限られた農地で高効率に栽培し何度も収穫できる軟弱野菜の生産が盛んです。
- 都市部への流通距離が短いことを強みに、鮮度を活かせる軟弱野菜、完熟栽培トマトなど、付加価値の高い農産物を生産しています。
- 都市部の量販店等への直接出荷や直売所での住民への直接販売を積極的に実施しています。

(1) 都市立地を活かした農業による地域経済への貢献と、地域内外への多様な食料の供給

○都市部への流通距離が短いことを強みに、付加価値が高く環境負荷の小さい農業経営を展開します。

○堺市及び周辺都市へ新鮮な食料を供給し、都市部の豊かな食環境の形成に貢献します。

(2) 市全域で農地を身近に感じ、「農ある暮らし」を共有できる魅力的な都市空間の形成

○都市部にあって、農業・農地・緑地を身近に感じ、堺での暮らしに魅力を感じられる都市空間を形成します。

○市民が農業へ関わりを持つ多様な場・機会を提供し、市民の食農教育・レクリエーション・コミュニティ形成等の効果を発揮します。

(3) 豊かな景観の形成や災害の抑制等、農にとどまらない都市の生活環境としての農空間の保全

○市内に点在する農地・都市農業を維持することにより、豊かな景観の形成や災害の抑制など、農地が有する多面的な機能を維持・発揮し、都市環境を形成します。

第3章

堺市農業の将来像

1 3つの将来像と基本姿勢

これからの本市農業には、経済面においては、生産力、販売力、供給力、ブランド力、地域力などの強い農業が、生活や環境面においては、市民の居住空間を構成する農空間の価値を市民参加で維持活用する取組が必要です。

これまで以下の3つの姿を本市農業の将来像としてきましたが、ここに共通かつ重要な手段として「地産地消の推進」を基本姿勢に位置付け、市民と農の繋がりによって、ビジョンを推進します。

基本姿勢「地産地消の推進」

- 地産地消は、地域経済循環率を高め、フードマイレージの抑制に貢献し、持続的な都市農業の振興の有効な手段になります。
- 市民が地産地消を実践できる環境を整えることは、日常的な食の選択肢を増やし、くらしを豊かにすることに繋がります。
- 地産地消を通じて、市民が身近な都市農業の魅力を実感し、農空間の多様な価値に共感し、地域への愛着を高め、農業との繋がり・関わりを強めることが期待されます。

将来像①「地域経済へ貢献する農業」

○堺市農業を成長産業と捉え、強い担い手の育成、市内企業等との連携、地域資源の活用を推進し、美しい農産物、おいしい食を広め、堺の活力と堺ブランドの向上を図る「地域経済へ貢献する農業」をめざします。

将来像②「市民のくらしを豊かにする農業」

○都市と農業の共生のために、市民の食育活動の推進、安全・安心でおいしい堺産農産物の供給、市民が楽しく農にふれあう機会の拡大など、「市民のくらしを豊かにする農業」をめざします。

将来像③「都市の環境を支える農業」

○農業の土台であり、多面的機能も有する都市に残された美しい農空間を継続的に保全するため、地域全体で取り組む「都市の環境を支える農業」を進めます。

2 スローガン

3つのキーワード「おいしい」「楽しい」「美しい」をスローガンに掲げ、3つの将来像を実現した都市農業をめざすこととしました。

堺市農業のもっとも大きな特徴は、多くの市民が暮らし、多様な産業が立地する大都市の中で「農業」を営んでいることです。

そうした「堺の都市農業」で、
色々な人の、色々な「おいしい」「楽しい」「美しい」に農業が貢献したい！

スローガンには、そのような思いを込めています。

**堺の「おいしい・楽しい・美しい」
をつくる都市農業**

第4章

堺市農業に関わる現状と到達点

1 堺市農業を取り巻く主な動向

(1) 人口減少社会・高齢化の進行

- 堺市の人口は平成24年をピークに減少局面に入り、平成27年には約83.9万人、高齢化率は26.7%となりました。全国的な傾向と同様に人口減少、高齢化の進行は今後も続き、令和27年には総人口68.4万人、高齢化率は35.9%になると推計しています。
- 全国的に農家数の減少は顕著であり、農林業センサスによると総農家数は平成27年から令和2年で約41万人、約18.9%の減少となっています。
- 農家の高齢化も進んでいることから、今後も加速度的に農家数が減少すると見込まれており、農業の担い手不足が深刻化することが予想されます。

(2) 都市農業の振興

- 国は「食料・農業・農村基本計画」において食料自給率の向上を目標として掲げており、「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」等を講ずべき施策としています。
- 都市農業は、消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を果たしています。都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図り、良好な都市環境を形成するために、「都市農業振興基本法」が平成27年4月に施行されました。また、平成28年には「都市農業基本計画」が閣議決定され、都市農業の多様な機能の発揮を目的として、都市農業の担い手確保や、都市農地の位置付けを「宅地化するべきもの」から「あるべきもの」へと転換し、計画的に農地保全に取り組む方向性が打ち出されました。
- 平成29年には「生産緑地法」が改正され、「生産緑地地区の面積要件の引き下げ」や、「農産物加工施設、農産物直売所等の建築規制の緩和」「特定生産緑地制度の創設」等が盛り込まれました。本市においても「堺市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」（平成30年6月29日条例第38号）を制定し、生産緑地地区の面積要件を「300平方メートル以上」に引き下げました。
- 都市農地を借りて耕作する場合や市民農園を開設する場合の農地賃借を円滑にすることを目的として、平成30年に「都市農地賃借法（都市農地の賃借の円滑化に関する法律）」が成立しました。

(3) 持続可能な社会の実現

- 自然災害の深刻化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う人々の価値観・行動の変化によって、地域の農業が食料供給としてのみならず多面的な価値を含め、改めて見直されています。都市農地は災害発生時には避難場所となるほか、火災の延焼や洪水等の緩和といった機能を有しています。また、余暇時間を「密」を避けることができる自然や農村環境で

過ごすニーズが高まっていることに加え、自然豊かな農村部を移住先として検討する人も増えています。

- 担い手不足や気候変動、感染症の流行等、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。将来にわたって安定した食料供給を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナを見据えた農業を推進する必要があります。令和3年に国は「みどりの食料システム戦略」を策定し、「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する」としています。
- 平成27年に開催された国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、17の目標（ゴール）と169の指標（ターゲット）から成り、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能にするために、全ての国連加盟国が令和12年までに取り組む行動計画です。我が国では平成28年12月に「SDGs実施指針」が策定されました。実施指針には「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。」と記載されており、地方自治体の積極的な取組が求められています。SDGsの達成に向けて、農業が果たすべき役割は大きく、環境と調和する持続可能な農業の推進に加えて、消費者の意識変革や、持続可能な地域振興など、様々な分野から総合的に取り組んでいく必要があります。
- 本市は平成30年にSDGsの達成に向けた取組を推進する「SDGs未来都市」に国から選定されており、令和3年2月に計画全体をゼロベースで見直して新たに「堺市SDGs未来都市計画」を策定しています。



(4) スマート農業の加速化、農業分野におけるDXの進展

- 経済のグローバル化が進行するなか、TPP協定やEPA等が発効し、今後国内外の産地間競争が激化することが予想され、農産物の生産効率の向上や高付加価値化などが求められています。
- 「ロボット、AI、IoT、ドローンなどの先端技術」と我が国で培われてきた農業技術を組み合わせた「スマート農業」の取組が進められています。AI等の活用により、農業の自動化・省力化が可能になるほか、センサー技術やデータ処理技術の活用により、最適な栽培管理などが可能になります。さらに農業技術をデータとして蓄積することにより、新規就農者等のノウハウ取得が容易になるなど、農業が抱える様々な課題解決に寄与することが期待されています。
- 国は令和3年に、データ駆動型の農業経営により、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業（FaaS（Farming as a Service））への変革を進めるため、デジタル技術を活用した様々なプロジェクトを「農業DX構想」としてとりまとめました。
- 今後、生産現場にとどまらず、流通・消費現場や農林水産系行政実務、現場と農林水産省をつなぐ基盤整備等の幅広い分野でデジタル変革を進めるとしています。

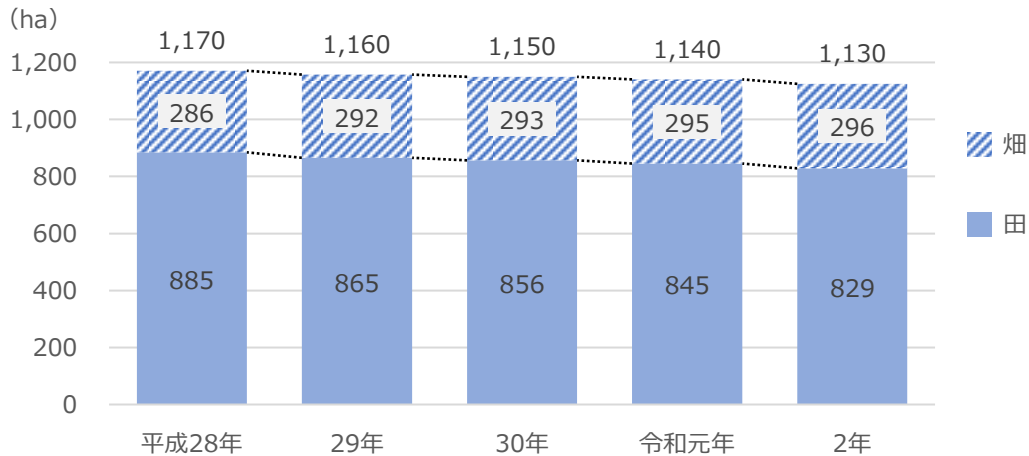
2 堺市農業の現状と動向

(1) 土地利用

○耕地面積は年々減少傾向です。特に、田の耕地面積が減少しています。

○区域別にみると、生産緑地地区に 149.44ha、農用地区域に 260ha が指定されています。

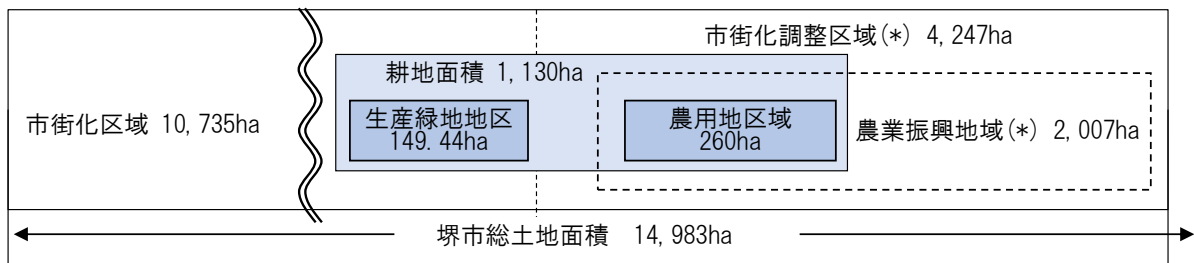
図表 1 耕地面積の推移



資料：近畿農林水産統計年報（平成 28～令和 2 年）

注：都道府県の数値を前提とした上で、標本調査及び現地見積りの結果、市町村別の数値を設定しているため、合計値が合わない場合がある。

図表 2 区域別面積



資料：「農業振興地域」「農用地区域」は「堺農業振興地域整備計画書（平成 27 年 7 月）」より、その他は都市計画課

注：「堺市総土地面積」は令和 3 年 9 月 1 日現在、「市街化区域」「市街化調整区域」は令和 2 年 10 月 30 日現在、「生産緑地地区」は令和 2 年 11 月 13 日現在の数値

(2) 担い手

① 農家・農業従事者の状況

○総農家数、販売農家、農業従事者数ともに減少傾向です。

○基幹的農業従事者数は、65歳以上の割合が71%と非常に高く、高齢化が進行しています。

図表 3 堺市内の農家・農業従事者の状況

		単位	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
総農家数	実数	戸	2,976	2,790	2,566	2,172	
	指数	%	100	94	86	73	
販売農家	実数	戸	1,053	931	794	650	
	指数	%	100	88	75	62	
	主業農家	実数	戸	185	125	117	-
		指数	%	100	68	63	-
	準主業農家	実数	戸	214	245	177	-
		指数	%	100	114	83	-
	副業的農家	実数	戸	654	561	500	-
		指数	%	100	86	76	-
個人経営体	実数	経営体	1,060	937	818	660	
	指数	%	100	88	77	62	
	主業経営体	実数	経営体	-	-	-	66
	準主業経営体	実数	経営体	-	-	-	139
	副業的経営体	実数	経営体	-	-	-	455
	農業従事者数	実数	人	3,051	2,777	2,244	1,664
指数		%	100	91	74	55	
基幹的農業従事者数	実数	人	1,038	979	964	673	
	指数	%	100	94	93	65	
	うち65歳以上	比率	%	59	63	66	71

資料：平成22年は世界農林業センサス、平成17年、27年、令和2年は農林業センサス

② 認定農業者の状況

- 現在の認定農業者の営農類型は、「軟弱野菜（ハウス）」「露地野菜＋水稻」が多く、合わせると、認定農業者全体の約7割を占めています。
- 第3期堺市農業振興ビジョン策定時（平成29年）と比較すると、件数、耕地面積ともに増加傾向にあります。特に「露地野菜＋水稻」が増加しています。
- 認定農業者が栽培している作物は、生産者数では水稻が最も多くなっています。また、認定時生産量は、青果では「しゅんぎく」「こまつな」などの軟弱野菜が多くなっています。

図表 4 営農類型別の認定農業者数及び耕地面積

令和3年3月末現在

営農類型		件数		認定時の耕地面積の合計*	
		(件)	(%)	(a)	(%)
青果・米	軟弱野菜（ハウス）	53	39.6	3,903	26.5
	露地野菜＋水稻	42	31.3	7,970	54.1
	果樹	8	6.0	1,590	10.8
	果菜類（ハウス）	6	4.5	445	3.0
	野菜＋果樹	4	3.0	682	4.6
花き	苗もの	3	2.2	112	0.8
	鉢もの	1	0.7	—	—
畜産	酪農	13	9.7	—	—
	肉用牛肥育	2	1.5	—	—
	酪農＋野菜水稻	1	0.7	—	—
	養鶏	1	0.7	—	—
合 計		134	100.0	14,729	100.0

注：畜産と、件数が1件の項目については割愛
四捨五入の関係で、個々の内訳の計は、合計値と必ずしも一致しない。

③ 新規就農者の状況

- 非農家出身の新規就農者は、平成24年度以降増加しており、多くの年で8～12名/年度と安定して確保されています。

図表 5 非農家出身の新規就農者数

(人)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2	12	5	10	9	4	8	8	8	5

注：農用地利用集積計画による新規就農者数

(3) 生産

○農業産出額は、平成27年以降、概ね横ばいで推移しています。

○品目別にみると、「野菜」が最も多く、割合は全体の約3割を占めていますが、やや減少傾向で推移しています。

図表 6 品目別の農業産出額

単位：千万円

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
合計	342	351	347	328	340
米	79	80	80	78	78
麦類	x	x	-	-	x
雑穀	x	0	0	-	-
豆類	0	0	0	0	0
いも類	5	5	3	2	3
野菜	127	133	128	123	118
果実	17	18	20	18	14
花き	8	9	8	7	2
工芸農作物	0	0	0	-	-
その他作物	3	x	4	4	x
肉用牛	4	4	3	4	3
乳用牛	96	97	95	91	106
豚	x	x	x	x	x
鶏	0	0	0	0	-
その他畜産物	x	x	x	x	x
加工農産物	-	-	-	-	-

資料：市町村別農業産出額（推計）

注：「0」：単位に満たないもの（例：0.4千万円→0千万円）

「-」：事実のないもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(4) 大阪府内における堺市農業の位置付け

○農業産出額（合計）、耕地面積（合計）、総農家数、販売農家数は、大阪府内の市町村別順位で1位となっています。

図表 7 大阪府内における堺市農業の位置付け

		大阪府	堺市	シェア	府内順位
○農業産出額（億円）	合計	320	34.0	10.6%	1位
	耕種	300	22.4	7.5%	2位
	畜産	19	11.6	61.1%	1位
○耕地面積（ha）	合計	12,500	1,130	9.0%	1位
	田	8,750	829	9.5%	1位
	畑	3,780	296	7.8%	3位
○農家数（戸）	総農家数	20,813	2,172	10.4%	1位
	販売農家数	7,413	650	8.8%	1位

資料：農業産出額…大阪府は生産農業所得統計（令和元年）、堺市は市町村別農業産出額（推計）（令和元年）

耕地面積…近畿農林水産統計年報（令和元～2年）

農家数…農林業センサス（令和2年）

3 これまでの取組における到達点

(1) 重点プロジェクト(1) 未来の農業経営者を育てるプロジェクト

- 認定農業者数は、関係機関と連携して制度周知を図ったことや、認定農業者対象の大阪府の補助事業が実施されていることが増加に繋がっています。
- 農用地利用集積面積は、新規設定（賃借）にあたり、貸し手と借り手の丁寧なマッチングや、設定期間終了前の再設定（再賃借）に関する意向確認を確実に行うこと等により、一定程度の集積が進んでいます。一方で、借り手農家にあっせんできる優良農地が少なくなってきました。
- 非農家出身の新規就農者数は、新規就農相談窓口を設置し、就農相談から就農後のサポートまでワンストップで対応できる相談体制を整備しており、着実に確保できています。
- 地域の担い手確保に向けた取組は進んでいるものの、中長期的には、農家の高齢化及び農家数の減少がさらに進行し、担い手不足が深刻化する懸念もあります。

(2) 重点プロジェクト(2) 堺産農産物を食べよう！プロジェクト

- 「堺のめぐみ」の周知や登録のメリットの発信が不十分であったため、生産者数や取扱店舗数が増加していません。
- 小売業者・飲食業者にとって、堺産と分かって、選んで、入手する仕入れルートが十分とは言えず、調達しづらい状況にあることも、取り扱いが増加しない構造的な要因と考えられます。
- 令和3年10月に「堺のめぐみ」の対象品目を42品目からすべての野菜と果樹に拡大し、ロゴマーク（令和3年4月商標登録）をリニューアルしました。
- 「またきて菜」への出荷者は、一定の新規出荷者は確保しているものの、高齢化による出荷者数の減少により、総数としては横ばいとなっています。購入者数、売上金額も伸び悩んでいます。少しでも、出荷を増やし、残品引取の手間を省けるよう、バックヤードの冷蔵庫の増設をしたほか、新品目の試験栽培など、魅力ある品揃えの確保に向けた取組を進めています。
- 地産地消を実践している市民の割合については、地産地消を知っている人の割合は微増していることから、堺産農産物の周知や、購入する機会の不足が課題となっています。



【参考】「地産地消」の認知度

地産地消の考えを知っている、聞いたことがある割合	81.2%→84.8%に増加
--------------------------	----------------

資料：「堺市食育に関するアンケート」調査結果より抜粋

○小学校給食での堺産野菜の使用率について、市内で盛んに栽培されている軟弱野菜の利用を進めています。しかし、給食向けに求められる種類、量・規格、時期の条件が合う堺産野菜は限られているため、参加農家の確保が難しく、野菜全体における重量ベースの使用率は伸び悩んでいます。

【参考】軟弱野菜における堺産使用率
(重量ベース、令和2年度実績)

品目	堺産使用量	堺産使用率
水菜	305.1kg	100%
小松菜	13,878.0kg	99%
しろな	972.5kg	81%
春菊	161.5kg	64%

資料：堺市学校給食協会 HP

(3) 重点プロジェクト(3) 地域がハッピー農空間活用プロジェクト

- 市民農園開設事業の実施などにより、市民農園等の令和3年4月現在の開設数は32園となっています。
- 堺市農業の交流拠点であるハーベストの丘は、緊急事態宣言の発出に伴い令和2年度は4月8日から5月22日まで閉園していた影響を受け、入園者が減少しています。一方で秋以降は、感染予防対策を講じたことに加え、屋外施設が充実していることが強みとなり、入園者数が回復傾向にあります。
- 遊休農地については、農空間保全地域内では次項の「各重点プロジェクトで掲げる目標の達成状況」に示すとおり目標を上回って減少しており、市全域で見ても、平成27年度に30.6haであったものが、令和2年度には12.9haに減少しています。(堺市農業委員会：農地利用状況調査より)
- 農業用ため池は防災機能や親水機能などの多面的機能を有し、本市の農空間の要素として重要です。ため池が持つ多様な機能を効果的に発揮できるよう、地域住民主体によるため池の整備や維持管理を行う「親水コミュニティ活動支援事業」を、令和2年度までに11地区において実施しました。
- ため池の悪臭等の環境改善としてヘドロ改良処理、ヘドロ改良土を利用した堤体の補強やオープンスペースの創出、排水施設(余水吐)の改良を行う「ため池環境改善整備事業」を令和元年度までに5地区において実施しました。
- 農空間の多面的機能維持のため、農業者と農業者以外の市民協働による農空間の維持活動に加え、農空間の環境保全や多面的機能の増進を図る活動を令和3年度には128.3ha(4地区)で取り組んでいます。
- 防災協力農地登録制度は、令和2年度時点で8.0ha、56地区の農地が登録されています。広報等や農家への直接の声掛けを行っているものの、登録による農地所有者のメリットが少ないこともあり、拡大に繋がっていません。

《各重点プロジェクトで掲げる目標の達成状況》

	平成 27年度	令和 2年度	目標	評価
重点プロジェクト（１） 未来の農業経営者を育てるプロジェクト				
認定農業者数	112件	134件	122件	◎
農用地利用集積面積	67ha	87ha	88ha	○
非農家出身の新規就農者数	5.7人/年	29人/4年	28人/4年	◎
重点プロジェクト（２） 堺産農産物を食べよう！プロジェクト				
「堺のめぐみ」生産者数	194名	214名	318名	△
「堺のめぐみ」取扱販売店舗数	48店舗	46店舗	65店舗	×
「堺のめぐみ」取扱飲食店舗数	40店舗	41店舗	55店舗	△
ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」出荷者数	345名	345名	370名	×
ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」地元出荷率	65%	68%	70%	△
地産地消を実践している市民の割合	35%	33.9%	60%	×
小学校給食での堺産野菜の使用率 (重量ベース)	7.4%	6.1%	14.5%	×
農商工連携による新商品開発	4件/2年	8件/4年	12件/4年	△
重点プロジェクト（３） 地域がハッピー農空間活用プロジェクト				
市民農園開設数	1園/年	3園/年	3園/年	◎
ハーベストの丘入園者数	46万人	32万人	50万人	×
食育に関心を持っている市民の割合	78.3%	78.6%	90%	△
農空間保全地域内の遊休農地面積	17.4ha	7.2ha	12ha以下	◎
ため池環境改善整備事業	3地区	5地区	5地区	◎
防災協力農地登録面積	8.5ha	8.0ha	22ha	×

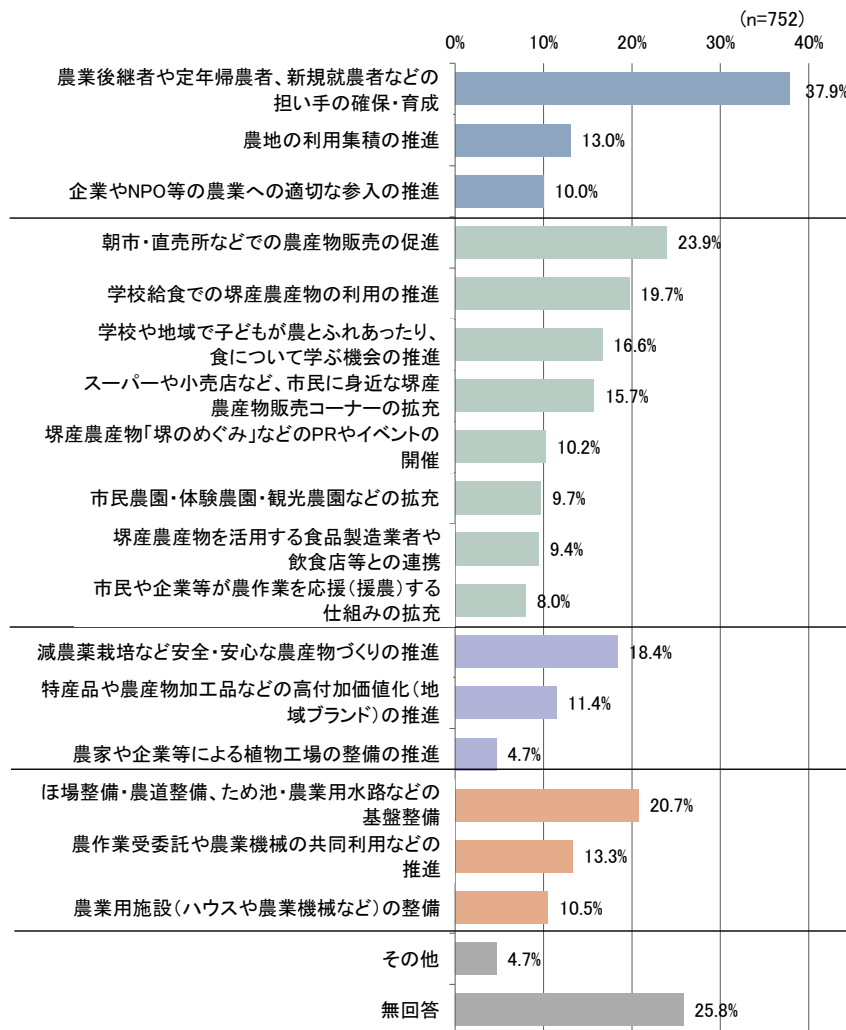
◎：目標以上に達成 ○：順調に推移、概ね達成 △：目標をやや未達成 ×：目標を未達成、平成27年度より低下

4 農業者や市民等の意向

(1) 農業者の意識

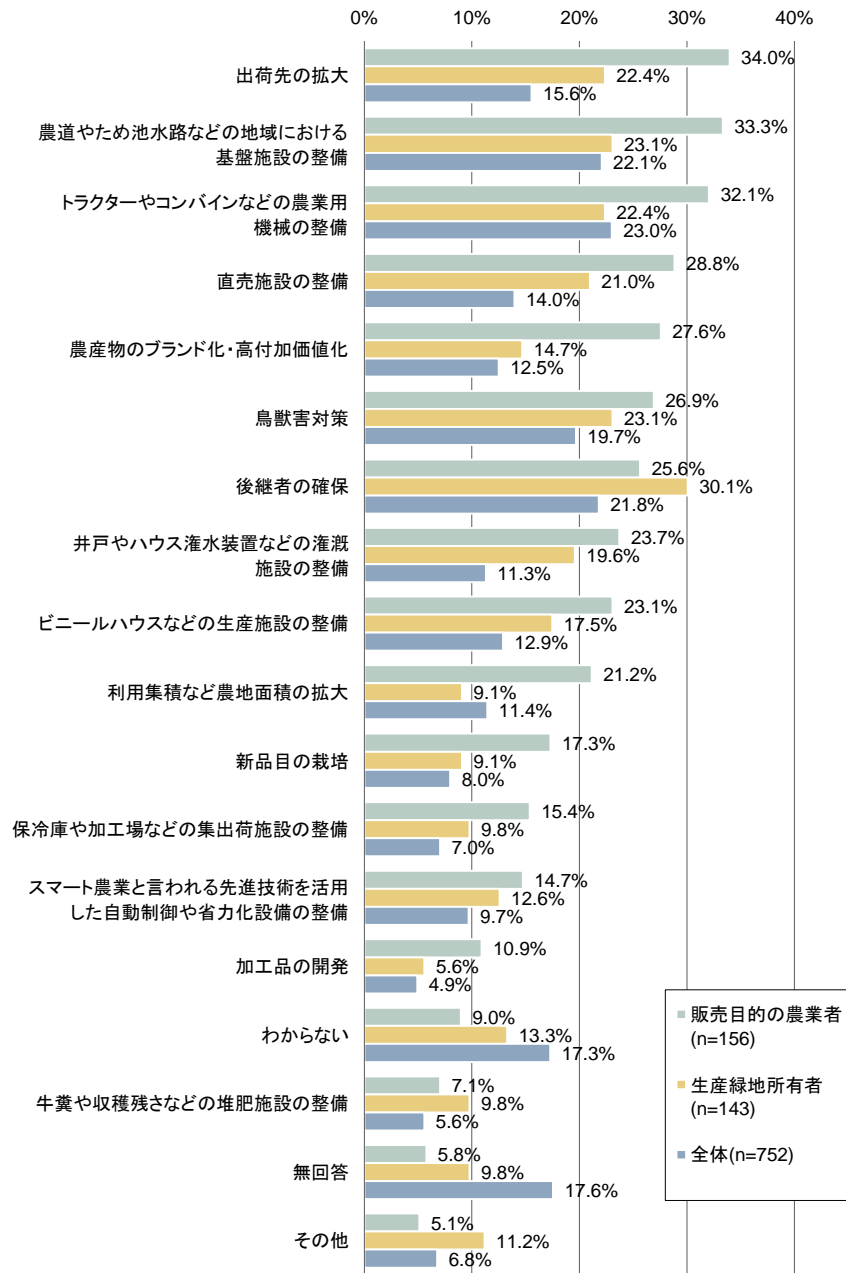
- 令和3年に実施した農業者アンケートによると、今後の堺市の農業施策について、農業の担い手確保や直売所等の地産地消推進、農業の基盤整備等のニーズが高い結果となっています。
- 販売目的の農業者が感じる「営農を継続するために必要なこと」は、「出荷先の拡大」「農道やため池水路などの地域における基盤施設の整備」「トラクターやコンバインなどの農業用機械の整備」等が高い結果となっています。農業者全体と比較すると、「出荷先の拡大」「直売施設の整備」「農産物のブランド化・高付加価値化」等の差が特に大きい結果となっており、今後、多様な関係者の連携を図り、堺産農産物の生産・流通体制を強化することが重要です。
- 生産緑地の所有者については、「後継者の確保」「農道やため池水路などの地域における基盤施設の整備」「鳥獣害対策」等が高く、農業者全体と比較すると「後継者の確保」「井戸やハウス灌水装置などの灌漑施設の整備」の差が特に大きくなっています。都市農地を保全するために、担い手確保に加えて農業の基盤整備に取り組んでいく必要があります。

図表 8 堺市の農業施策について今後重視すべきこと



資料：堺市農業者基礎調査

図表 9 営農を継続するために必要なこと



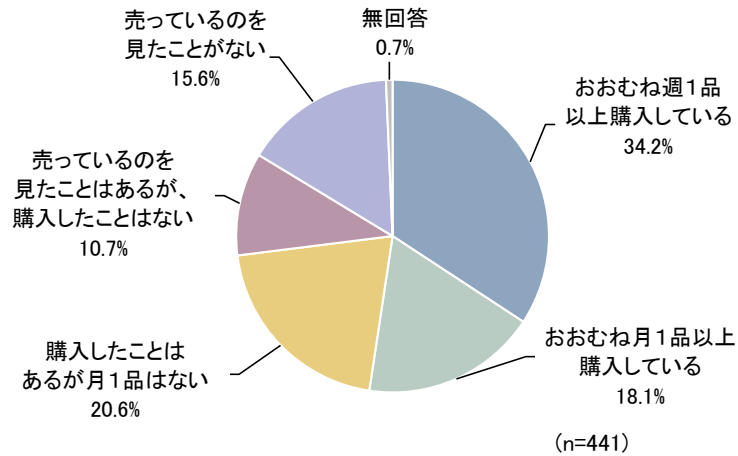
資料：堺市農業者基礎調査

(2) 消費者の意識

○令和2～3年に実施した消費者アンケートによると、週1品以上堺産農産物を購入する人は約34%であり、50%以上の方が月に1品以上堺産農産物を購入しています。

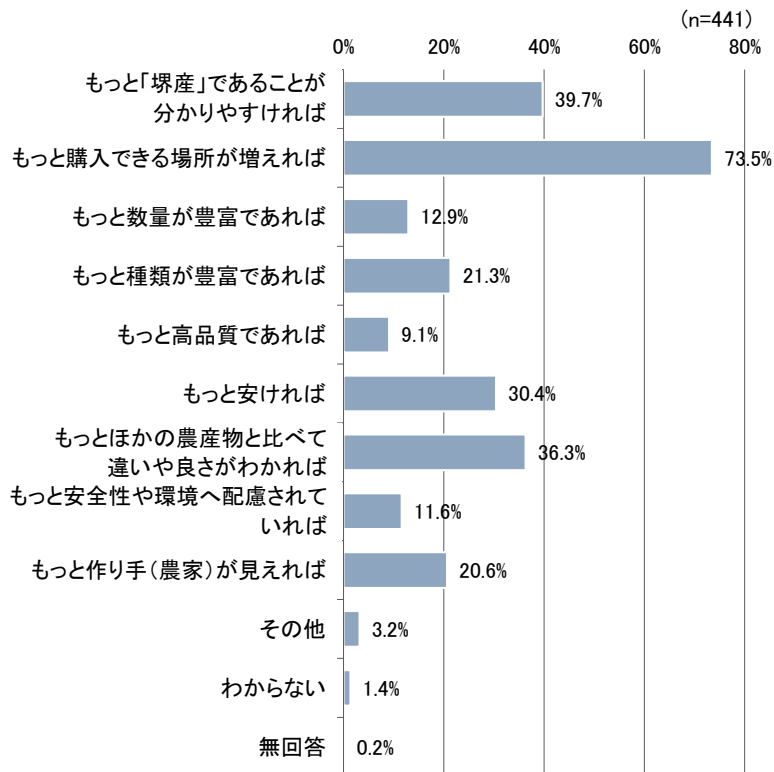
○堺産農産物を購入する動機になることとしては、「もっと購入できる場所が増えれば」が70%以上となっており、直売所をはじめとした小売店や飲食店等での流通量・販売量を増やしていく必要があります。

図表 10 堺産農産物の購入頻度



資料：堺産農産物消費者基礎調査

図表 11 堺産農産物を購入する動機になること



資料：堺産農産物消費者基礎調査

第5章

主な取組課題と方向性

1 将来像の実現に向けた取組課題

堺市農業の「3つの将来像」の達成に向けて、現状や関係者の意向等を踏まえ、以下のとおり主な取組課題を整理しました。

課題①: 堺産農産物の購入環境の充実

- 堺産農産物「堺のめぐみ」等のブランドの普及をはじめ、市内小学校の学校給食への食材提供、直売所の整備・魅力向上など、地産地消の取組を積極的に行っていますが、生産面・流通面ともに十分な成果に繋がっておらず、「地産地消を実践している市民の割合」も、この5年間で微減するなど、低調に推移しています。
- それぞれの将来像の実現に向けた共通手段である地産地消を浸透させるためには、従来の枠を越えた、強力かつ戦略的な取組が求められます。
- 特に、「地産地消を知っている人の割合」は微増していることや、消費者から、堺産農産物を購入する動機になることとして「もっと購入できる場所が増えれば」という意見が多く挙がっていることから、市民が堺産農産物を購入できる場・機会を充実させるため、直売所をはじめとした、小売店・飲食店での堺産農産物の流通量を増やすほか、売り場での分かりやすい「堺産」表示など、積極的な購入を促す仕組みの導入や、販売方法や情報発信の強化に取り組むことが重要です。

課題②: 農業者の高齢化と担い手不足への対応

- 認定農業者数は増加し、非農家出身の新規就農者も安定して確保されています。一方で、中長期的には、高齢化などによるさらなる担い手の減少が進むことが予想され、農業者等の意向としても「担い手の確保・育成」のニーズは高くなっています。
- 担い手の確保・育成に向けては、認定農業者を中心に経営力強化、経営規模の拡大等の支援を行うほか、多様な担い手・働き手の活躍を促進することが重要です。引き続き新規就農者の確保を進められるよう、充実した相談・支援体制を継続することに加え、就農後の定着・規模拡大に繋がられるよう、設備投資や農地取得・貸借に対する支援が求められます。

課題③: 農業経営の安定化・効率化に向けた生産・流通振興

- 産業としての本市農業の維持・発展に向けて、各農家の農業経営の安定化・効率化や、温室効果ガス排出量を減らしていく取組も求められます。限られた都市農地を活かし、付加価値の高い農業経営を実現するためには、生産面だけでなく、販売・流通面も含めた一体的な支援が重要です。
- 生産面については、経営規模に合わせた適正な設備投資を支援するほか、スマート農業等の新技術の積極的な活用を後押しし、生産の安定化、コスト削減、付加価値の向上等を図ることが求められます。

○販売・流通面については、課題①の対応とも関連し、地域内の飲食店・小売店等との連携による地域圏での流通網の構築に取り組むなど、多様な販路の確保・拡大に向けた支援が求められます。特に新規就農者の出荷先を確保し、支援することは、課題②の対応としても重要です。

課題④：市民と農との関わりの強化

○市民農園開設数は着実に増加していますが、「食育に関心を持っている市民の割合」は横ばいで推移しています。地産地消の実践に加え、様々な場面で市民が食や農にふれあう機会を増やし、理解を深め、繋がりを感じてもらう取組が必要です。

課題⑤：農空間の継続的な保全

○遊休農地の解消やため池整備の実施など、農空間の保全に係る取組が着実に進められています。一方で、農家の減少等を背景に農地や農業関連施設等の担い手は減少しており、地域住民や企業等との協働など、より多様な主体・手法による保全に向けた体制を構築することが重要です。

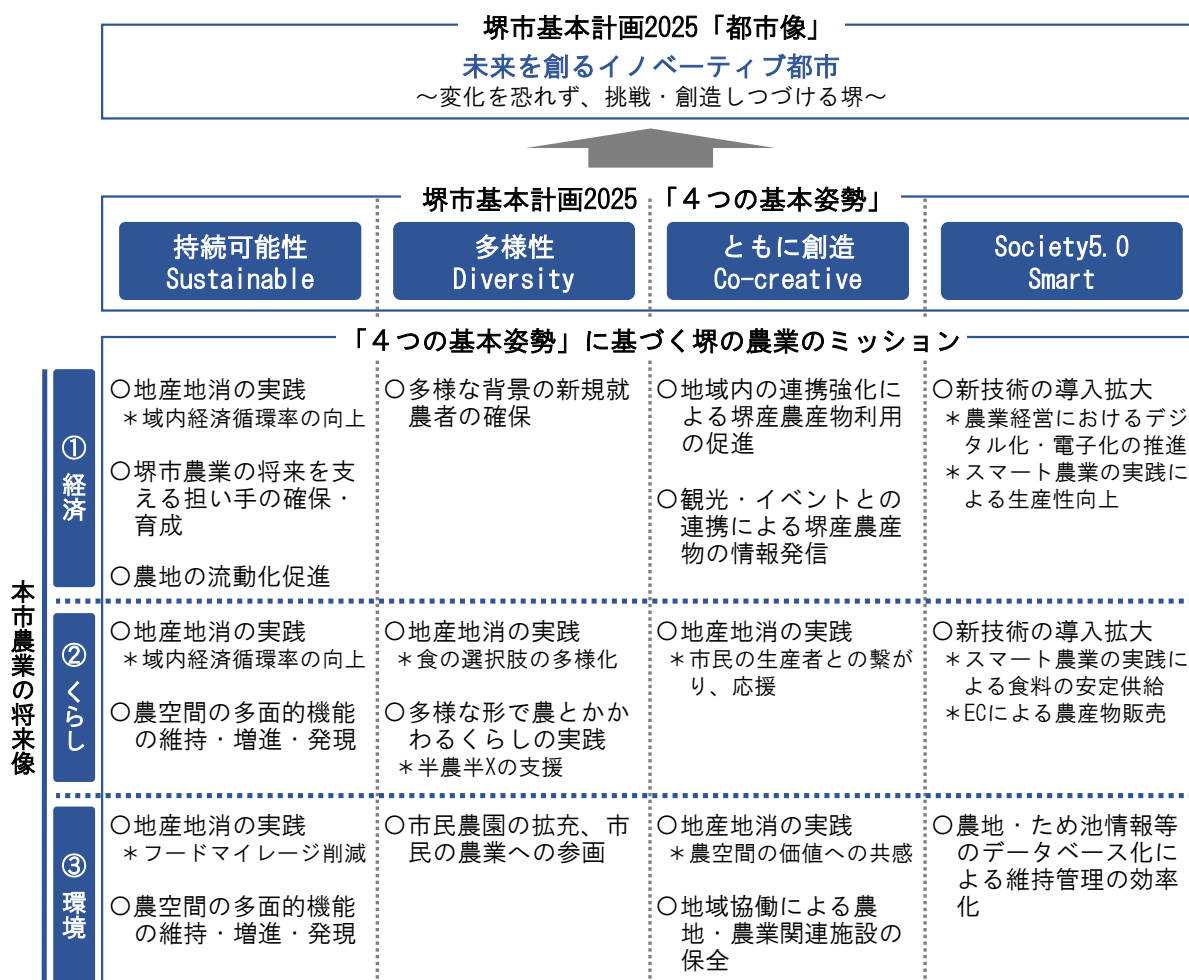
○防災の観点からは、農空間が持つ防災機能の拡充と災害リスクの軽減が重要性を増しており、安全安心な都市環境の整備に向けた対応が求められます。

○さらに令和4年度以降には、生産緑地地区が順次、指定後30年を経過します。引き続き「都市農地」が「あるべきもの」として維持・保全されるよう、「特定生産緑地制度」を周知し、活用を促す等の対応が求められます。

2 「堺市基本計画 2025」に基づく農政部門のミッション

- 本ビジョンは、「堺市基本計画 2025」及び「堺市 SDGs 未来都市計画」の農政部門の計画として位置付けられます。
- 「堺市基本計画 2025」に掲げる「都市像」及び「基本姿勢」の実現に向けて、農政部門において達成すべき状態を「堺の農業のミッション」として整理し、本ビジョンの推進による「本市農業の将来像」の実現により、各ミッションの達成をめざします。
- 本ビジョンを推進することにより、「堺市基本計画 2025」、「堺市 SDGs 未来都市計画」において設定している KPI「市内で採れた食材を食べていると答えた人の割合（概ね 6 か月以内）」の達成を図ります。

◀ 「堺市基本計画 2025」に基づく農政部門のミッション ▶



第6章

将来像の実現に向けた戦略

堺市農業の将来像を実現し、「堺市基本計画 2025」に基づく農政部門のミッションを達成するために、堺市農業の主な取組課題に対応し、以下の3つの戦略を設定します。

なお、将来像で掲げた基本姿勢「地産地消の推進」は、各戦略を循環させる基軸であり、すべての戦略において共通して取り組みます。

戦略①: 食と農を支える地域連携強化

- 堺の「おいしい」農産物を、食として「楽しく」取り入れるために必要な支援を行います。
- 基本姿勢「地産地消の推進」について、市民が実践できる場を増やし、市内で採れた食材を食べる、という行動に直接つながる環境整備を進め、生産者と消費者がつながる活動を支援します。
- 基本姿勢「地産地消の推進」を実践し、主に将来像②「市民の暮らしを豊かにする農業」の実現に向け、農業者やJA、市内事業者との連携強化、堺産農産物の取り扱い促進、学校給食への供給推進、市民への普及を進めるなど市の取組を強化し、地産地消の拡大を図ります。

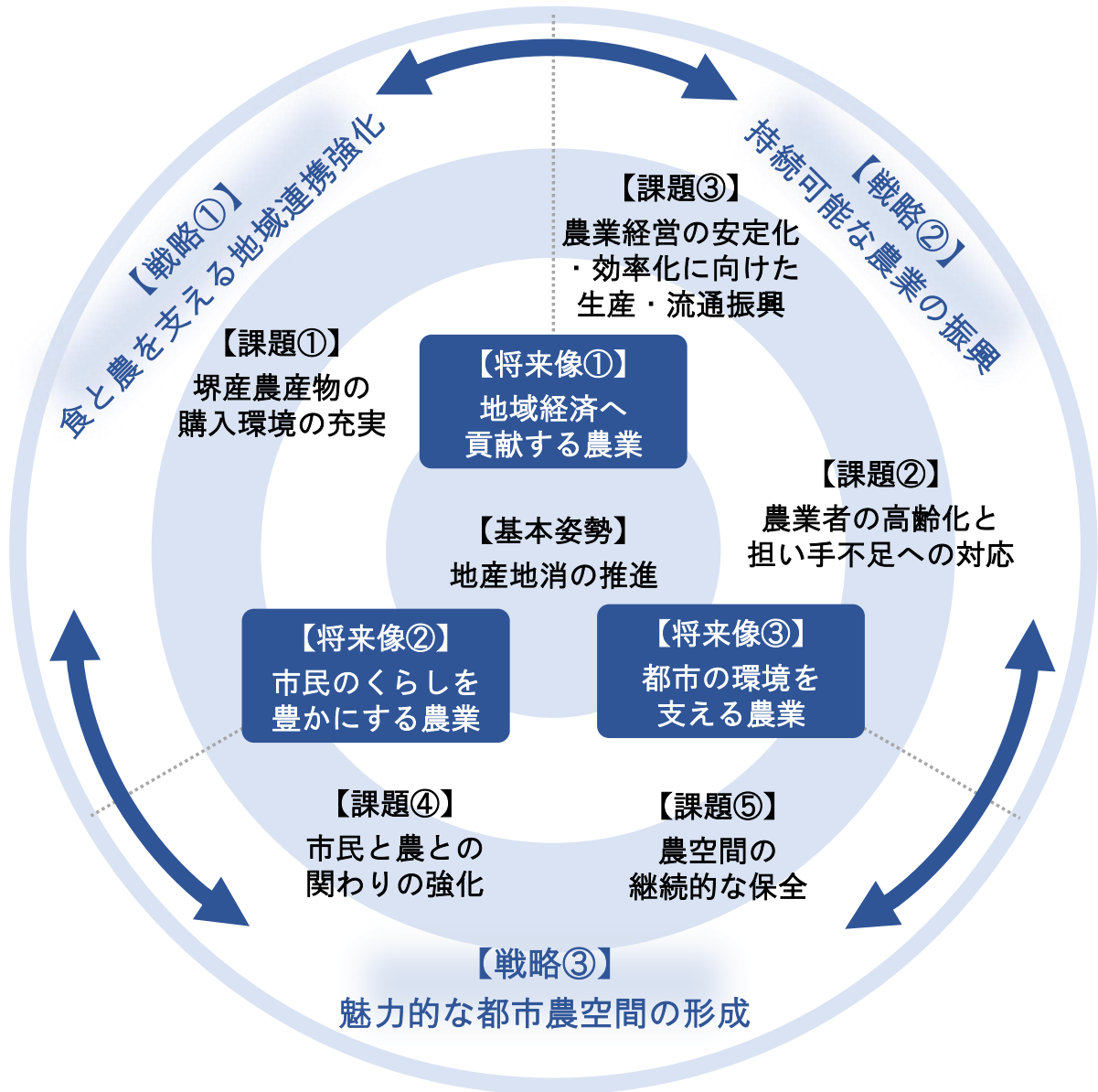
戦略②: 持続可能な農業の振興

- 堺の「おいしい」農産物を市内に供給する担い手の確保・育成を進めます。
- 基本姿勢「地産地消の推進」を実践し、主に「将来像①」の実現に向け、販売農家の経営規模の拡大を支援し、経営基盤、経営力の強化を進めます。
- 認定農業者のほか、新規就農者や女性就農者など、その就農スタイルにこだわらず多様な担い手の活躍を支援します。

戦略③: 魅力的な都市農空間の形成

- 堺の「おいしい」農産物と「楽しい」食を生み出す「美しい」農空間を、市民の身近にある都市空間の一部として保全し、活用を進めます。
- 基本姿勢「地産地消の推進」の実践に必要な生産基盤である農空間について、主に「将来像③」の実現に向けて都市環境や防災など多面的な視点も踏まえ、ため池など農業生産基盤等の整備、遊休農地の解消等の支援を行うなど、多様な主体と連携した農空間の保全を進めます。
- 「将来像②」にもつながるよう、生産緑地などの都市農地を活用した市民農園や、南部丘陵地域などに残された豊かな農空間において、市民が農にふれあう機会の拡大を進め、「地産地消」と「市民交流」による農業を通じた豊かな暮らしの実現をめざします。

《3つの将来像及び基本姿勢と3つの戦略の構造》



第7章 戦略に基づく取組内容

1 戦略ごとの重点プロジェクトと都市農業振興施策

第5章で掲げた農政部門のミッションを踏まえ、第6章で掲げた3つの戦略ごとに、特に重要度・喫緊性の高い施策を束ねた「重点プロジェクト」と、その他継続的に取り組むべき、都市農業振興施策について、以下のとおり設定します。

戦略①：食と農を支える地域連携強化

これまでの取組は、地産地消に関して十分な成果に繋がっていません。また農業者の出荷先の拡大や、消費者が堺産農産物を購入できる場所の増加が求められています。戦略①では、堺産農産物の地域内利用・販売を促進する施策に重点的に取り組み、市民が地産地消を実践できる環境整備を進めます。

▶重点プロジェクト①

施策 1-1 「堺のめぐみ」と「泉州さかい育ち」の生産・販売の増加推進					関連する将来像 ① ② ③	
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)					
	市	農業者	市民	JA	その他	
商品や取扱店の店頭における堺産表示を推進するなど、堺産農産物「堺のめぐみ」と大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」の情報発信を強化し、認知度の向上や販路の確保に取り組むほか、生産者や生産面積、販売取扱店の増加を推進します。	◎農政部	○		◎	○大阪府	
施策 1-2 ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」の活性化					関連する将来像 ① ②	
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)					
	市	農業者	市民	JA	その他	
「またきて菜」の出荷者数や出荷量を増やし、地元産販売率の向上を図るなど、堺産農産物の地産地消拠点としての活性化を進めます。	◎農政部	○		◎		
施策 1-3 直売所等の設置支援と情報発信					関連する将来像 ① ②	
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)					
	市	農業者	市民	JA	その他	
直売所、マルシェ等の販売拠点の増設や充実化に向けた整備等の支援のほか、堺産農産物の販売場所のPRや、売場での情報発信を行います。	◎農政部	○		◎	◎主催者等	
施策 1-4 観光・イベント等との連携					関連する将来像 ① ②	
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)					
	市	農業者	市民	JA	その他	
観光資源やイベント等と連携した堺産農産物のPRを行います。	◎農政部	○		◎	◎主催者等	

施策 1-5 飲食店等での堺産農産物の利用促進				関連する将来像	
				①	②
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
飲食店や施設給食等の小口の消費者に対応する集出荷物流システムを検討し、実施を支援します。	◎農政部			○	

【達成目標】

項目	現状値	目標値
	令和2年度(2020年度)	令和8年度(2026年度)
「堺産」と分かる表示をして出荷している生産者数※1	販売農家※2の32.9% (214名)	販売農家の50% (325名)
農産物直売所・マルシェ・出店イベントの数	33件	55件

※1 「堺のめぐみ」の商標使用者数

※2 農林業センサス(令和2年)販売農家650戸

▶▶都市農業振興施策

施策 1-6 食育に関わる啓発等の推進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
「堺市食育推進計画（第3次）」に基づき、食育に関わる啓発等を進めるために、イベント、キャンペーン、講座等を開催します。	◎健康部 ○農政部 ○教育委員会 ○子育て支援部 ○子ども青少年育成部 ○長寿社会部	○	○	○	○食育団体等
施策 1-7 学校給食での堺産農産物の利用促進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
堺産農産物の小学校給食での使用率向上を進めます。また、中学校給食での使用について働きかけを行います。	◎農政部 ◎教育委員会	○		◎	○
施策 1-8 小学校等における農業体験の促進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
市民が食・農とふれあう機会を増やすため、学校等での農業体験を促進します。	◎農政部 ◎教育委員会 ○子育て支援部	○		○	
施策 1-9 商品開発等の支援					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
農商工連携・6次産業化を促進するために、関連情報の提供や研修会などを開催し、商品開発等の支援を行います。	◎農政部 ◎商工労働部			○	○大阪府
施策 1-10 農業者と商工業者とのマッチングの支援					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
農商工連携により、堺産農産物を活用した新たな産業や事業を産み出し、農業の産業としての成長を促します。農業者と商工業者とのマッチングを支援するなど、堺産農産物を活用する食品関連事業者を増やします。	◎農政部 ◎商工労働部	○		○	◎商工会議所等

戦略②：持続可能な農業の振興

営農を継続するためには、農業を支える担い手の確保が強く求められています。戦略②では、新規就農者の多様な背景、様々な就農スタイルに応じた支援を進めるほか、新技術の導入や経営耕地の確保と規模拡大の支援を合わせて行うことで、堺産農産物の生産者として、農空間の守り手として、担い手の確保・育成に重点的に取り組みます。

▶重点プロジェクト②

施策 2-1 新規就農に関する相談・支援				関連する将来像 ① ② ③	
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
新規就農者支援相談窓口における相談内容や相談者の多様な背景、就農スタイルに応じて、就農に向けた段階的な支援を行います。	◎農政部 ○農業委員会			○	○大阪府
施策 2-2 新規就農者・農家後継者の定着化				関連する将来像 ① ③	
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
就農後の定着化に向け、農業技術や経営向上支援、生産・出荷施設等の整備や規模拡大等の支援を行います。	◎農政部 ○農業委員会			○	○大阪府
施策 2-3 新技術の導入支援				関連する将来像 ① ③	
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
スマート農業等、関連する革新的な機械や設備、技術、または経営部門等の導入について支援を行います。	◎農政部			○	○大阪府
施策 2-4 農用地利用集積の促進				関連する将来像 ① ③	
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
経営規模拡大をめざす農業者への農用地の利用集積を進めます。	◎農政部 ◎農業委員会				◎農地中間管理機構

【達成目標】

項目	現状値	目標値
	令和2年度(2020年度)	令和8年度(2026年度)
新規就農5年以内の平均経営面積	1,577 m ²	2,000 m ²
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積面積	87ha	99ha

▶▶都市農業振興施策

施策 2-5 農業機械・施設等の整備支援					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
多様な担い手の経営基盤を強化するため、農業機械や施設整備への支援を行います。	◎農政部			○	○大阪府
施策 2-6 認定農業者への支援					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
堺市農業の成長産業化を図り、強い農業にしてい くため、担い手の基幹となる、認定農業者の育成・ 確保に努めます。	◎農政部			○	○大阪府
施策 2-7 女性農業者への支援					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
農業技術や経営などに関して、女性農業者を対象 とした研修会を行います。	◎農政部			◎	○大阪府
施策 2-8 女性農業者の起業支援					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
女性農業者の生産や加工、販売に関わる起業の支 援を行います。	◎農政部			◎	○大阪府
施策 2-9 多様な担い手の確保					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
企業やその他法人の農業参入について、必要に応 じた支援を行います。	◎農政部 ○農業委 員会			○	○大阪府
施策 2-10 農と福祉の連携					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
障害者が農に関わり活躍する、あるいは農業に参 画する事業者に対し、必要に応じた支援を行いま す。	◎農政部 ○障害福 祉部			○	○大阪府
施策 2-11 大学等との連携強化					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
市内の学校や企業等の技術を活用し、堺産農産物 の商品開発や商品の差別化を支援します。	◎農政部 ◎商工労 働部			○	◎高校、 大学等
施策 2-12 環境保全型農業の推進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
家畜排せつ物の利用やもみ殻等の堆肥化のほか、 地域エネルギーの活用を推進します。	◎農政部 ○環境都 市推進部			○	

戦略③：魅力的な都市農空間の形成

堺産農産物の生産基盤としての農業関連施設整備が求められています。戦略③では、都市政策上の役割も意識し、地域のふれあい空間として、防災機能を持つ施設として、農空間の効果的な維持・活用に重点的に取り組み、都市と農が共存し、農空間が持つ多面的機能が発揮され、市民全体で共感する都市農業をめざします。

▶重点プロジェクト③

施策 3-1 民間による市民農園等の開設・運営の促進					関連する将来像 ② ③
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
生産緑地など都市農地の立地を最大限に活かした農空間として、農業者による開設や、NPO 法人や企業等への農地の紹介などにより、民間による市民農園等の取組を拡大します。	◎農政部		○	○	○開設事業者
施策 3-2 ため池の防災・減災の推進					関連する将来像 ② ③
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
ため池の耐震化や豪雨対策を行い、都市における危機管理施策としてハザードマップの活用も進め、安全安心な農空間整備を推進します。	◎農政部				○大阪府
施策 3-3 農業用施設・基盤整備の支援					関連する将来像 ① ② ③
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
地元農業者団体と調整を行い、水路や農道等の農業用施設の基盤整備を支援します。	◎農政部				○大阪府
施策 3-4 農空間の多面的機能維持・増進・発現の支援					関連する将来像 ② ③
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
農業者と農業者以外の市民協働による農空間の維持活動に加え、農空間の環境保全や多面的機能の増進を図る活動を支援します。また、農地・ため池情報等のデータベース化を進め、維持管理の効率化や有効活用を促します。	◎農政部				○大阪府

【達成目標】

項目	現状値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和8年度（2026年度）
市民農園開設数	3園/年 367区画/4年※1	3園/年 又は100区画/年
耐震化又は豪雨対策着工 ため池数	0※2	4ヶ所

※1 平成29年度～令和2年度

※2 1ヶ所で準備開始済み

▶▶都市農業振興施策

施策 3-5 たため池環境改善整備の推進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
たため池の環境改善や排水施設の改良により、オープンスペースの創出及び防災機能や親水機能を強化し、たため池のもつ多面的機能の改善を行います。	◎農政部				
施策 3-6 親水コミュニティ活動の推進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
地域住民主体によるたため池の整備や維持管理を行う親水コミュニティ活動を支援します。	◎農政部	◎			
施策 3-7 フォレストガーデンの利活用の促進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
市民が農にふれあえる場としての市民菜園のほか、フォレストガーデン全体の利活用を促進します。	◎農政部				◎指定管理者
施策 3-8 ハーベストの丘の活用促進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
集客のための PR や、周辺地域や市内の観光資源との連携などにより、ハーベストの丘の活用を促進します。	◎農政部	○		○	◎民間事業者、企業、指定管理者
施策 3-9 「農空間づくりプラン」の策定・推進支援					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
農空間保全・活性化の計画を策定する地元団体に対し、その策定と計画の実現を支援します。	◎農政部 ○農業委員会			○	◎大阪府
施策 3-10 遊休農地の未然防止及び解消の支援					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
農地情報の収集や、未然防止及び解消への取組を支援します。	◎農政部 ◎農業委員会			○	
施策 3-11 防災協力農地登録制度の推進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
災害時の避難空間や災害復旧用資材置場等として活用できる農地の登録制度を進めます。	◎農政部 ○農業委員会	◎		○	

施策 3-12 堺酪農団地における交流の促進					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
堺酪農団地の活性化を促し、より市民が親しめるよう支援します。	◎農政部			○	
施策 3-13 里地里山の保全・活用					
実施内容	役割分担 (◎主体、○連携・支援)				
	市	農業者	市民	JA	その他
農地、ため池などと一体となった緑豊かな里地里山を市民活動や企業CSR活動等との連携等により保全・活用します。	◎公園緑地部 ◎農政部 ○商工労働部 ○環境保全部 ○環境都市推進部 ○南区	○	○		◎NPO、企業等

2 主体ごとの主な取組の整理

戦略に基づく取組内容について、堺市農業に関わるおもな主体ごとに、活用できるおもな施策を整理します。各主体への施策を一体的に推進することで、ビジョンの実現を図ります。（数字は施策の番号です。）

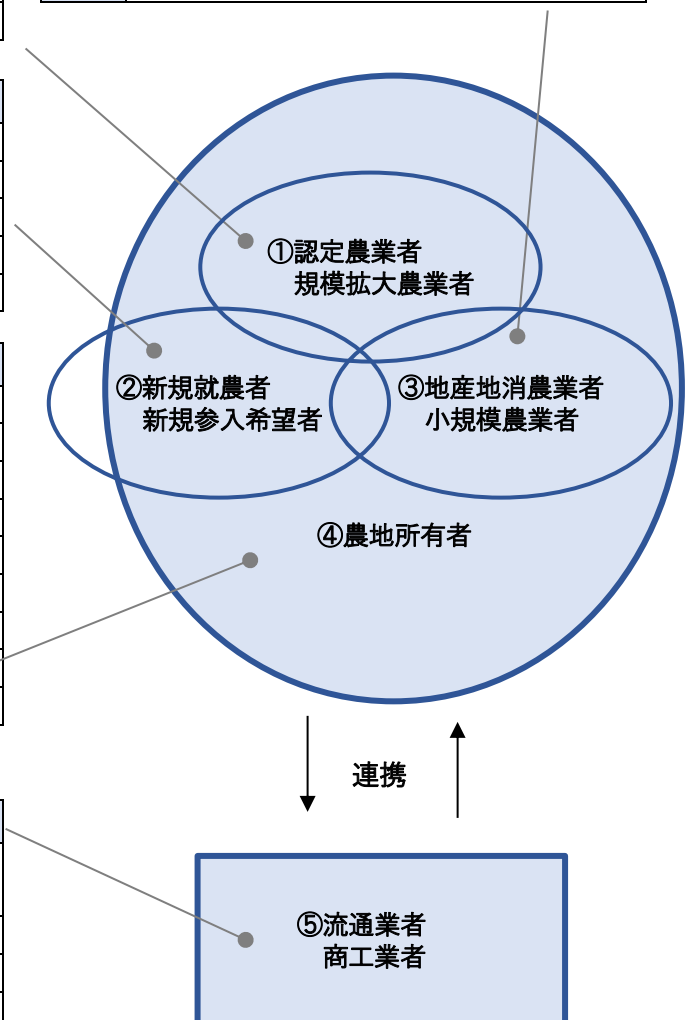
①認定農業者・規模拡大農業者など	
1-9	商品開発等の支援
1-10	農業者と商工業者とのマッチングの支援
2-3	新技術の導入支援
2-4	農用地利用集積の促進
2-5	農業機械・施設等の整備支援
2-6	認定農業者への支援
2-7	女性農業者への支援
2-8	女性農業者の起業支援
2-11	大学等との連携強化
2-12	環境保全型農業の推進

②新規就農者・新規参入希望者	
2-1	新規就農に関する相談・支援
2-2	新規就農者・農家後継者の定着化
2-4	農用地利用集積の促進
2-9	多様な担い手の確保
2-10	農と福祉の連携

④農地所有者	
3-1	民間による市民農園等の開設・運営の促進
3-2	ため池の防災・減災の推進
3-3	農業用施設・基盤整備の支援
3-4	農空間の多面的機能維持・増進・発現の支援
3-5	ため池環境改善整備の推進
3-6	親水コミュニティ活動の推進
3-9	「農空間づくりプラン」の策定・推進支援
3-10	遊休農地の未然防止及び解消の支援
3-11	防災協力農地登録制度の推進

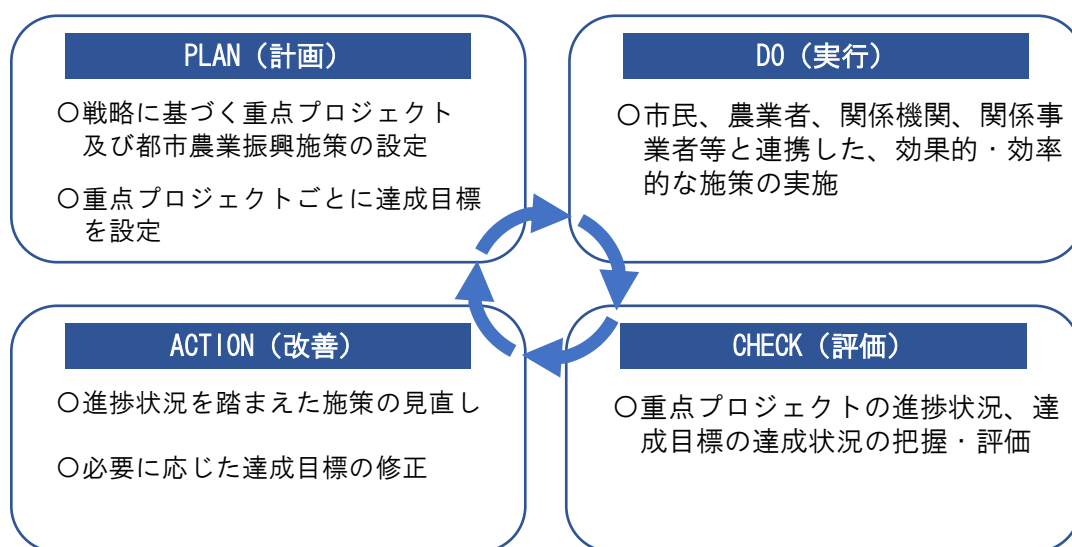
⑤流通・商工業者	
1-1	「堺のめぐみ」と「泉州さかい育ち」の生産・販売の増加推進
1-4	観光・イベント等との連携
1-5	飲食店等での堺産農産物の利用促進
1-7	学校給食での堺産農産物の利用促進
1-9	商品開発等の支援
1-10	農業者と商工業者とのマッチングの支援
2-11	大学等との連携強化

③地産地消を主とする農業者など	
1-1	「堺のめぐみ」と「泉州さかい育ち」の生産・販売の増加推進
1-3	直売所等の設置支援と情報発信
1-4	観光・イベント等との連携
1-5	飲食店等での堺産農産物の利用促進
1-7	学校給食での堺産農産物の利用促進
1-9	商品開発等の支援
1-10	農業者と商工業者とのマッチングの支援
2-11	大学等との連携強化



第8章 ビジョンの推進について

ビジョンを円滑に推進するために、毎年度、重点プロジェクトに紐づく達成目標の状況を検証し、事務事業の見直しなどPDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）を機能させ、進行管理を行います。



用語解説

【アルファベット】

■a(アール)

面積の単位。

1a=100 m²、

1ha(ヘクタール)=100a=10,000 m²

■AI

Artificial Intelligence の略。人工知能。深層学習(ディープラーニング)によって、大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことをめざしたものの。

■CSR

Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方をさすもの。

■EPA(経済連携協定)

Economic Partnership Agreement の略。貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

■ha(ヘクタール)

a(アール)を参照

■IoT

Internet of Things の略。様々な物がインターネットにつながることで、インターネットにつながる様々な物。

■TPP

TPPは、Trans-Pacific Partnership の略。

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定(2017年1月に米国が離脱)。令和3年10月現在、署名国11か国のうち8か国が締結済み(ブルネイ、チリ、マレーシアが未締結)。

【あ行】

■新たなおおさか農政アクションプラン

大阪府新農林水産業振興ビジョンの基本目標『府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造』を実現するため、平成24年3月に策定したおおさか農政アクションプランの成果を踏まえ、長期的に人口減少社会が進展していく社会情勢を見通しつつ、10年後に実現を目指す農政の姿を設定し、5年後を目標年次とした取組みを示すもの。平成29年8月策定。

■大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」

農薬や化学肥料の使用を通常の半分以下に抑えて栽培された大阪府が認証する農産物を「大阪エコ農産物」といい、特に、堺市内の農業者が認証を受けた農産物は、独自ブランド「泉州さかい育ち」として出荷・販売されている。

■大阪府新農林水産業振興ビジョン

府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造を基本目標として平成14年3月に策定された大阪府のビジョン。平成24年3月、社会

情勢に対応するための見直しを行い、ビジョンの基本目標を実現するための6つの取組について時点修正を行い、『「食とみどり」の取り組み方向』として取りまとめられた。

■温室効果ガス

赤外線を吸収し、再び放出する性質のある気体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等）。地球の大気に含まれ、大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなる。

【か行】

■基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事する者。

■経営耕地

農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。

■（農業）経営体

農林産物の生産又は委託を受けて農林業作業を行い、その生産又は農林業作業に係る面積・頭数が、経営耕地面積が30a以上の規模の農業などの基準以上の事業を行う者

■個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいい、法人化して事業を行う経営体は含まない。

【さ行】

■堺環境戦略

堺市環境基本条例第8条第1項に規定する「環境の保全と創造に関する基本的な計画」として位置付けるもので、環境問題を取り巻く国

内外の潮流を踏まえ、2050年を目途とした長期的な環境の将来像や、その実現に向けたロードマップをバックキャストिंगで示す、堺市の環境行政における新たなビジョンとなるもの。令和3年3月策定。

■堺産業戦略

本市産業が抱える課題や変化する社会経済情勢等を踏まえた新たな戦略として、令和4年度から令和7年度までを計画期間として策定したもの。令和4年2月策定。

■堺市SDGs未来都市計画(2021～2023)

国際社会の普遍的目標であるSDGsに貢献する視点に立ち、17のゴール、169のターゲットを全て確認し、2030年のあるべき姿、その実現に向けた優先的なゴール・ターゲットなどを策定したもの。令和3年2月策定。

■堺市基本計画2025

目まぐるしく変化する社会経済情勢を的確に捉え、将来にわたって持続可能な都市経営を推進することを目的に、2025年度までに本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画。令和3年3月策定。

■堺市食育推進計画

生涯にわたって、食に関する知識や食育を大切にすることをもち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができるように、食育に関する施策を総合的かつ計画的に継続して推進していくため、策定したもの。平成29年度から令和5年度までは第3次計画。

■堺市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、都市計画の基本的な方針を定めるもので、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた取組の方向性を示すもの。令和3年7月改定。

■堺市マスタープラン

堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」の基本構想のもと、平成 23 年度から 10 年間の方向性を示す都市経営の基本戦略として策定した後期基本計画。

■堺市緑の基本計画

都市緑地法第 4 条に規定される、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、堺市にあっては「堺市緑の保全と創出に関する条例」第 8 条で策定を義務付けている。

本市における今後の緑の保全・創出・育成に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したもので、本市の緑のあるべき姿とそれを実現するため、今後取り組むべき施策の指針となるもの。

■堺のめぐみ

堺産農産物の登録商標。

地産地消を推進し、堺産農産物の消費拡大を図り、広く市民のみなさまに堺産農産物を知っていただくため、平成 21 年度にブランド名を公募し、「堺のめぐみ」と決定した。

■堺酪農団地

南部丘陵地域畑地区において、敷地面積約 30ha に令和 3 年現在、酪農家 11 戸が、乳牛約 700 頭を飼育し、酪農経営を行っている。

■里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

■市街化区域

既に市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域として、都市計画で定めた区域。

■市街化調整区域

原則として市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。

■自給的農家

経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。

■主業経営体

農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体。

■主業農家

農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。

■準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体。

■準主業農家

農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。

■食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの。令和 2 年 3 月 31 日に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。

■食料自給率

国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標。わが国におけるカ

ロリーベースでの食料自給率は、令和3年度で38%。

■生産緑地地区

公害又は災害の防止、都市環境の保全等をはかるため、市街化区域内の農地等で、都市計画で定めたもの。

【た行】

■(農空間の)多面的機能

国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

都市農業振興基本法では、都市農業の振興は、都市農業の有する多様な機能が発揮されることが都市の健全な発展に資するという認識が示された。

■地域経済循環率

生産(付加価値額)を分配(所得)で除した値であり、地域経済の自立度を示している。

■地産地消

地域で採れた産物を、その地域の住民が消費することや、その地域の加工業者や飲食業者が加工・料理して消費者に提供すること。生産者と消費者との相互理解を深め、両者が地域の農業や食文化、環境等についてみつめ直す契機となり、食料・農業をめぐるさまざまな問題を解決する可能性がある。

■特定生産緑地制度

平成29年の「生産緑地法」改正により定められた、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生

産緑地として指定し、買取の申出が可能となる期日を10年延長する制度。平成30年4月1日より施行。

■都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業(都市農業振興基本法第2条)。消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、身近な農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎといった緑地空間の提供など、多面的な役割を果たしている。

■都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続を図り、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された。平成27年4月22日施行。

【な行】

■南部丘陵地域

市の南部に位置し、石津川の上流部にあたる地域。面積は約1,679ha。市での唯一の豊かな里山環境が残された貴重なエリアであり、堺自然ふれあいの森や堺・緑のミュージアム「ハーベストの丘」など、自然に親しめる施設が立地しているほか、農業生産も盛んで、農産物直売所「またきて菜」や観光農園も多数ある。

■認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標とした農業経営改善計画が市町村によって認定された農業者。

■農業関連施設

農業を円滑に行うために必要な施設。農道や用排水路、ため池等が含まれる。

■農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるもの。

■農空間

農地、里山、集落及び水路、ため池等の施設が一体として存する地域。

■農空間保全地域

農地やため池、水路などが広がる農空間の保全と活用を目的に制定された「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成 20 年 4 月施行）」において、農業者だけでなく府民の幅広い参加で農空間の保全と活用を進めていくとして大阪府が指定した地域。

農空間保全地域は、生産緑地、農業振興地域の農用地区域、市街化調整区域の概ね 5ha 以上の集団農地等が対象。

■農商工連携

農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、売上げや利益の増加など、需要の開拓を行うこと。

■農用地区域

市町村がおおむね 10 年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画において定めた区域。

■農用地利用集積

農業経営基盤強化促進法で定められている農地の貸し借りの制度。市町村や農業委員会などの公的機関が介在し、貸借期間を設定するので、安心して農地の賃借等ができる。

【は行】

■ハーベストの丘

農業と自然に触れ、親しみ、学ぶ場を提供し、もって農業の振興及び市民文化の向上に資するため、平成 12 年に設置した堺市立農業公園と、民間施設としての農業公園で構成されている。堺市立農業公園としては、『加工体験施設』と農産物直売所「またきて菜」である『交流施設』がある。

■ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

■販売農家

経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。

■半農半 X

農業と農業以外の様々な仕事を組み合わせ、自分の好きなこと、やりがいのある仕事をするライフスタイルのこと。

■ヒートアイランド現象

人工物の増加、地表面のコンクリート等による被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

■フードマイレージ

食料輸送に伴い排出される二酸化炭素が地球環境に与える負荷に注目した考え方で、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標として表される。

■副業的経営体

1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。

■副業的農家

1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家。

■フォレストガーデン

市民に、身近な自然に親しみ、農林業体験を通して健康で活動的なレクリエーションを行う場を提供するほか、自然緑地の保全と活用を図り、農林業の振興に資するため、平成6年に設置した市立の施設。市民菜園、広場、休憩所、散策路などを設けているほか、四季の移り変わりを楽しめる木や花を植栽している。

■防災協力農地登録制度

地震などの大規模な災害が発生したときに、農地を避難空間や災害復旧用資材置場などとして活用できる農地の登録制度。

災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てる用地を確保することを目的としている。

【ま行】

■またきて菜

新鮮・安全・美味しい農産物のあふれる収穫祭をテーマに平成12年4月に、堺市立農業公園「ハーベストの丘」にオープンし、平成21年12月に同駐車場に移転した。愛称「またきて菜」は、公募により決定。堺市内の農家が「新

鮮・安全・美味しい」を合言葉に毎朝、丹精込めた農産物を収穫して、販売している。

■みどりの食料システム戦略

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築に向けて、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するために、農林水産省が令和3年5月に策定。

【や行】

■遊休農地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地。

【ら行】

■6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

堺市農業振興ビジョン
【堺市都市農業振興基本計画】

令和4年3月

〈発行〉堺市 産業振興局 農政部 農水産課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL：072-228-6971 FAX：072-228-7370
E-mail：nosui@city.sakai.lg.jp

堺市配架資料番号：1-G2-21-0306

